

性的少数者に配慮した 様々な行政場面での対応事例集

令和2年3月6日
(令和5年3月3日改訂)

宮崎市地域振興部文化・市民活動課

は じ め に

本市では、第五次宮崎市総合計画において、「個人の性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消を図るため、広報・啓発活動を推進します。」と具体的な方針を掲げており、また、「第2次宮崎市男女共同参画基本計画（改訂版）」においても、重点分野「多様な性を尊重する社会づくりの推進」を新設し、性的少数者支援を推進していくこととしています。

その一環として、本市の職員が、多様な性について正しく理解し、窓口等において、性的少数者を尊重し適切な対応ができるよう、「性的少数者に配慮した様々な行政場面での対応事例集」を作成しました。

本事例集の作成にあたり、職員向けのアンケートを実施（令和元年9月、1,645人から回答）し、本市における具体的な事例を収集いたしました。場面ごとに類似する事例をまとめ、望まれる対応を掲載していますので、本事例集を参考に、状況に応じて柔軟に対応していただければと思います。

目 次

1	性的少数者についての基礎知識（宮崎市啓発誌「レインボー抜粋」）	P 1
2	市職員アンケートの結果	P 3
3	アンケートの回答事例に基づく対応例	P 4
	場面（1） 来庁に関する事例	P 4
	場面（2） 性別欄や性別表示に関する事例	P 6
	場面（3） 通称名の使用に関する事例	P 8
	場面（4） 窓口等での本人確認に関する事例	P 9
	場面（5） 同性パートナーに関する事例	P11
	場面（6） 悩み相談に関する事例	P13
	場面（7） 救急現場に関する事例	P14
4	職場における対応	P15
5	おわりに	P15
	専門相談機関等	P16

1 性的少数者についての基礎知識（宮崎市啓発誌「レインボー」抜粋）

レインボー
RAINBOW

性的少数者の正しい理解のために

この啓発誌に出てくる登場人物（宮崎市在住の性的少数者）

お肉を食べることが大好き！

Aさん

男性として
男性が好きな人

木で物を作ることが大好き！

Bさん

女性として生まれ、
今は男性として
生きる人

※性的少数者…身体性の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに對して、そうではない人々は性的少数者と呼ばれています。

レインボーフラッグは、性的少数者の社会運動と尊厳を象徴する旗です。赤、橙、黄、緑、青、紫の6色からなりパレードなどで使用されます。この冊子の名前 RAINBOW の由来です。

性的少数者の方への対応では、性の多様性について正しく理解し、偏見や差別なく対応することが重要です。まずは、基礎知識を学びましょう。

本事例集では、本市作成の啓発誌「レインボー」から、特に大切な箇所を抜粋しました。

具体的な事例に進む前に、必ず読んでください。

なお、「レインボー」については、庁内部門フォルダ及び市ホームページにデータを掲載しておりダウンロードが可能です。

作成にあたっては、本市の当事者団体にもご協力いただきました。

—— 性自認とは？ ——

自分の性別をどう認識しているのか

このことを、性自認といいます

たとえば自分を男性と思うのか、女性と思うのか。

男性 / 女性どちらでもある、どちらでもない。

今は決めたくない、わからないなどさまざまです。

Bさんは中学生の時
自分の性別を
どう思っていたの？

中学生の時って
自分の性別が
よくわからなかったんだ。

わからない人も
今すぐ決めなくても
いいと思うよ。



自分の性別をどう認識するかは人それぞれ違います。自分の気持ちを大切にしましょう。

—— 性的指向とは？ ——

だれを好きになるか、だれに魅力を感じるか

このことを、性的指向といいます

女性が男性を好き、男性が女性を好き、というのが多数であるとされています。しかし、女性が女性、男性が男性というように同性を好きになることもあります。

また、女性 / 男性どちらも好き、恋愛をする上で性別を問わない、または恋愛感情を抱かないなどさまざまです。

Aさんは
自分が同性愛者だと
いつ気付いたの？

男の人と一緒に居て
「幸せだな」って
思えたときかな。

だれを好きに
なるのも自由!!
自分は、それがたまたま
同性だったただだよ。

性別に違和感がある人の中にもAさんと
同じように自分を男性と認識し男性が好きな人
自分を女性と認識し女性が好きな人もいますよ。
恋愛はいろんなカタチがあって当たり前だよ。

自分にあてはめて考えてみましょう

出生時にわりあてられた生物学的な性。
戸籍に記載されている性別です。

カラダ

女/男にとられず、
自分の性別をどう認識しているか。
これを「性自認」と言います。

ココロ

性のあり方

どの性別が恋愛対象
になるか。これを
「性的指向」と言います。
恋愛しないなどさまざまです。

好き

自分の性別を
どのように表現するか。
服装/しぐさ/話し方などさまざま
要素があります。

表現

性のあり方は十人十色



身の回りにいる性的少数者の人が困っていることや悩み事がないか、いっしょに考えることが大切です。

LGBTQって何?

LGBTQ(エル・ジー・ビー・ディー・キュー)とは、
性的少数者を表す総称として使われている言葉です



性のあり方は多様であり、**SOGI**(ソジ)という言葉があります。
SOGIとは、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を組み合わせた「すべての人に性的指向・性自認がある」という考え方です。



カミングアウトって何?

カミングアウト(Coming Out)とは、自分が性的少数者であることを他者に伝えることです。

もしあなたなら だれに伝えたいと思いますか?

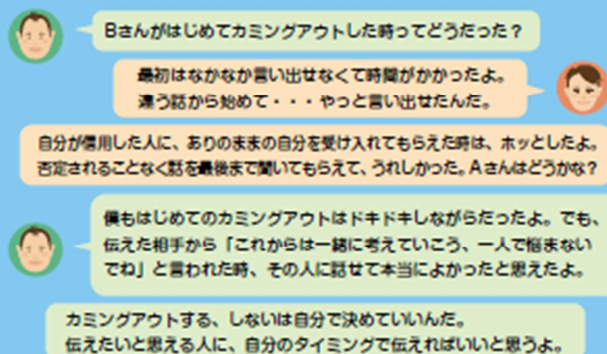


カミングアウトした時に
言われてうれしかった言葉

- ・伝えてくれて、ありがとう
- ・私に、おなかできることはある?
- ・これからは何でも相談してね
- ・あなたの味方だよ

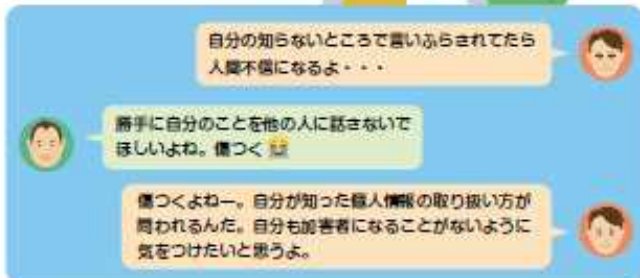
カミングアウトした時に
イヤな気持ちになった言葉

- ・気持ち悪い
- ・それっておかしいんじゃない
- ・理解できない、ムリ
- ・他の人に話さない方がいいと思うよ



アウティングって何?

アウティング(Outing)とは、本人の許可なく
性的少数者であることを他人に話してしまうことです。



POINT アウティングは重大な人権侵害です。
本人の許可なく、決して他の人に
話してはいけません。

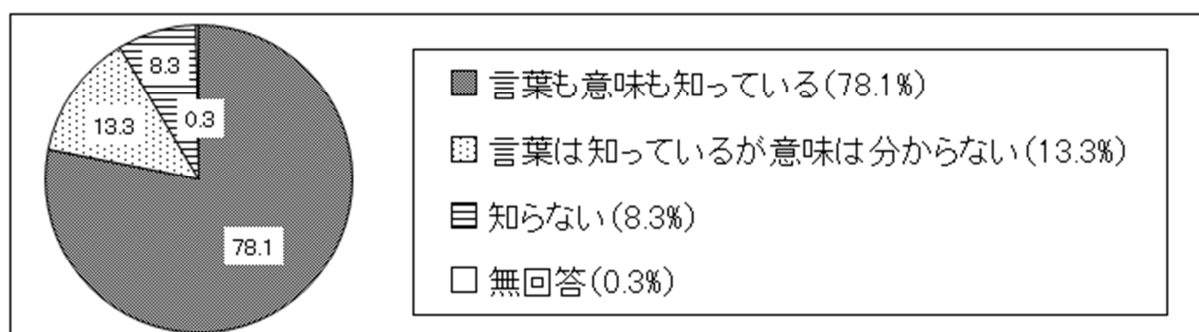
2 市職員アンケートの結果

本事例集作成にあたり、窓口等における事例を収集するため、令和元年9月、宮崎市役所全職員対象のアンケートを実施し、1,645人から回答を得ました。

ここでは、アンケートの結果をご紹介します。

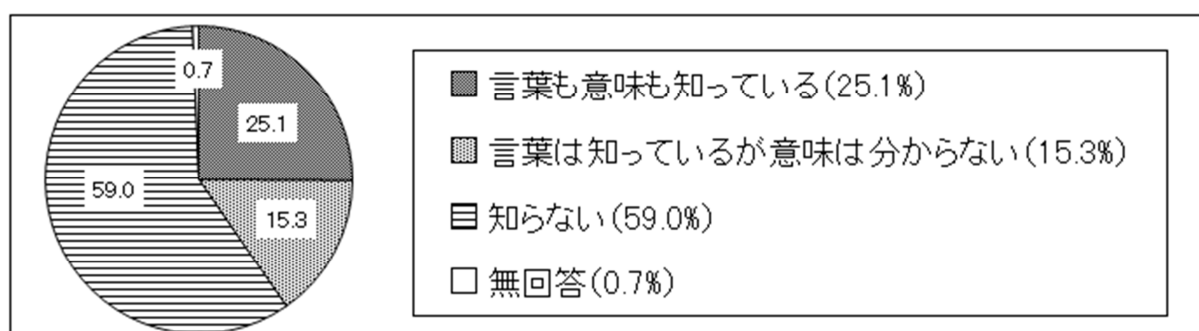
問1. 「性的少数者」という言葉や意味を知っていましたか。(n=1,645)

回答者の**78.1%**が、「性的少数者」という言葉も意味も知っていました。



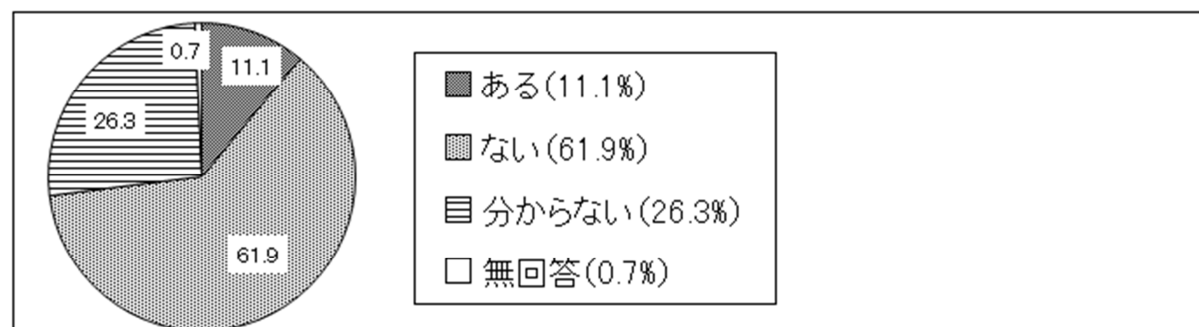
問2. 「性的指向」や「性自認」(いわゆる「SOGI (ソジ・ソギ)」)という言葉や意味を知っていましたか。(n=1,645)

回答者の**25.1%**が、「性的指向」や「性自認」という言葉も意味も知っていましたが、**59.0%**が知らないと答えました。



問3. これまで、窓口等で性的少数者(と思われる方を含む)の対応をしたことはありますか。(n=1,645)

回答者の**11.1%**が、窓口等で性的少数者(と思われる方を含む)の対応をしたことがあると答えましたが、**61.9%**が対応をしたことがないと答えました。



3 アンケートの回答事例に基づく対応例

今回のアンケートでは、「性的少数者に対応した際の具体的な事務内容と、対応した市民が性的少数者であると考えた理由」及び「その際にどのような対応等をしたか」を尋ねました。ここからは、アンケートで回答のあった様々な場面別の事例と、望まれる対応を紹介します。

場面（１） 来庁に関する事例

性的少数者の中には、「市役所に居合わせた知人や他人に気付かれるのではない」「市役所の職員が同級生である」「市役所の人も理解してくれないのではないかな」などの理由から、市役所に行くこと自体に不安を感じる方もいます。

① - 1 電話での医療制度の問合せの際に、聴き取りをしたところ、同居人が同性であり、2名とも制度の対象であった。手続きのため来庁することになると、知人と会うのでは、と心配されていた。

アンケート記入者の対応

電話対応であったため、一般的な申請案内等を行った。医療機関と連携し、できるだけ来庁の必要がないよう、医療機関経由での郵送申請とした。

① - 2 男性と思われる方が、納付相談に来庁された。相談するなかで、戸籍上女性であるとわかった。「(戸籍上女性で、男性の格好をしていることで)納付相談がしづらかった」とおっしゃっていた。

アンケート記入者の対応

通常通りの対応を行った。

望まれる対応

- ・市職員が、性的少数者に対しての理解を深めるため、性的少数者について正しい知識を持つことは欠かせません。まずは正しい知識を学びましょう。
- ・正しい知識を学んだうえで、窓口にレインボーフラッグを掲げたり、名札にレインボーバッジを付け、性的少数者への理解があることを表明するなど、できることからできる範囲で取り組みましょう。
(フラッグの設置等については、文化・市民活動課へご相談ください。)

全ての対応に共通するポイント

宮崎市で実施した当事者との情報交換会において、「市役所での手続き中に、高校時代の同級生である市職員から、手続きが終わるまでずっと見られている感じがして不快だった。」とのご意見がありました。

性的少数者の方やそう推察される方が窓口等にいらっしゃった場合において、必要以上に当事者の方を見るなどせず、通常通りの対応を心がけてください。

ALLY(アライ)って何？

「ALLY（アライ）」とは、同盟や支援を意味する英語 ally が語源で、性的少数者を理解し、支援するという考え方やその考え方を持つ人のことを表します。

ALLY（アライ）としてできること

- 「性的少数者」についての正しい知識をもつこと・知ること。
- レインボーカラーのバッジなどを身につけること。
- 性の多様性を表す6色のレインボーフラッグを掲げること。などがあります。

レインボーフラッグについて（宮崎市啓発誌「レインボー」抜粋）



レインボーフラッグは、性的少数者の社会運動と尊厳を象徴する旗です。赤、橙、黄、緑、青、紫の6色からなりパレードなどで使用されます。



文化・市民活動課窓口のレインボーフラッグ



名札に付けるバッジの例

場面（２） 性別欄や性別表示に関する事例

戸籍上の性別とご自身の思う性別が異なる性的少数者の中には、「性別欄にどちらの性別を書けばいいのか悩む」「通知書等に自認している性別と違う性別が記載されており違和感がある」など、生きづらさを感じる方もいます。

②-1 申請書受理の際、担当者欄に性別欄（男・女）が設けられており、本人より「・」の部分に○をしてよいかと申し出があった。

アンケート記入者の対応

申し出に対し、全く問題ない旨を伝え、他の申請書と同様の手続きを行った。

②-2 医療検査・問診、当事者の相談業務等での性別欄（男・女）記入の際、どちらにも付けられないとの申し出があった。

アンケート記入者の対応

業務上必要であることを説明し、戸籍上の性別を口頭で確認した。多数職員が関わる場合は、個々に紙面の性別と間違いないことを申し送りし、本人に何度も性別を確認しないように配慮した。

望まれる対応

- ・本市では、平成30年8月に「宮崎市における性別欄削除の基本方針」を定め、申請書・通知書等の不必要な性別欄の削除に取り組んでいます。まずは、基本方針に沿って性別欄を削除できないか確認しましょう。
（事例②-1の性別欄については、再度削除する方向で検討してみましょう。）
- ・下記のような業務上必要な性別欄であっても、「男・女」の選択式から、自由記述式にするなど配慮を検討しましょう。

【性別欄が必要な例】

- 統計上、収集する必要がある。
- 医療上、性別の情報を収集する必要がある。
- 施策の実施に当たり、性別を把握する必要がある。 など

全ての対応に共通するポイント

複数の職員で対応する場合や担当者が変わる場合に、当事者の性的指向や性自認等について、関係職員への周知や申し送りを行う際には、職員間の情報共有は必要最小限としましょう。

なお、地方公務員には守秘義務が課されています。当事者の性的指向や性自認等は職務上知り得た個人情報として、他に漏らしてはなりません。

③ - 1 性別欄の記入を拒否された。

アンケート記入者の対応

性別欄は空欄のままで可とした。ただし、保険証の表示はどうすることもできず、係長対応で説明をお願いした。

③ - 2 住民票発行事務において本人確認をした際に、名前から推察される性別と見た目から推察される性別が異なっていた。住民票に性別の表示をしたくないと申し出があった。

アンケート記入者の対応

当時、性別欄を表記しない事例等がなく、本人の意向に沿えない対応となった。

望まれる対応

- ・国や県等が定めている様式の性別欄のように、本市において削除する余地のない性別欄や性別表記でも、なぜ必要なのか、説明できるようにしておきましょう。

ご存知でしたか？①

【参考】健康保険証等の性別表記について

- ・医療保険や介護保険における被保険者証の性別表記は必須ですが、表面の性別欄に「裏面参照」と記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の性別は男（又は女）」と記載することなど、保険者の判断によって工夫しても差し支えないとされています。

（平成 24 年 9 月 21 日付け保国発 0921 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知等）

（平成 24 年 12 月 6 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）

ご存知でしたか？②

【参考】住民票記載事項証明書等について

- ・本市では、申出により男女の別を省略できる「住民票記載事項証明書」や、男女の別を記載しない「印鑑登録証明書」を発行しています。

（平成 28 年 12 月 12 日付け総行住第 198 号・第 199 号総務省自治行政局住民制度課長通知）

場面（３） 通称名の使用に関する事例

戸籍上の性別とご自身の思う性別が異なる性的少数者の中には、生活実態と名前から推察される性別が異なることから、生活実態に合った通称名を使用している方もいます。しかし、そのことで、「戸籍上の名前を呼ばれ、性的少数者であると気付かれるのではないか」「市役所で手続きがスムーズに進まない」などの生きづらさを感じる方もいます。

④ - 1 個別相談の対応で、家族構成を確認したところ、相談者から、戸籍上は娘であるが、男性として生活している（通称名（男性の名前）の使用、見た目から推察される性別も男性）と申出があった。

アンケート記入者の対応

本件の対応では、本人や関係者が使用している通称名（男性の名前）を使うこととした。

④ - 2 窓口対応の際、名前から推察される性別は男性だが、見た目から推察される性別は女性の方が来られた。何度か来庁されるうちに顔見知りになり、通称名で呼んで欲しいと言われた。

アンケート記入者の対応

通称名で呼ぶ対応とした。

④ - 3 国民健康保険被保険者証に別の名前が手書きされていた。

アンケート記入者の対応

申請書には、住民登録上の名前を書いていたかのようにお願いした。

望まれる対応

- ・あらかじめ職員間で通称名が使用可能な範囲を共有しておきましょう。
- ・通称名を使用したい申し出があった場合、使用しても差し支えない事務や相談などの場合には、通称名を使用しましょう。通称名が使用できない場合には、その理由を説明しましょう。

ご存知でしたか？ ③

【参考】健康保険証等の通称名使用について

- ・医療保険や介護保険における被保険者証の通称名の記載については、表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載することなど、保険者の判断によって工夫しても差し支えないとされています。（平成 29 年 8 月 31 日付け保保発 0831 第 3 号厚生労働省保険局保険課長通知等）（平成 29 年 10 月 18 日付け老介発 1018 第 1 号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）

場面（４） 窓口等での本人確認に関する事例

戸籍上の性別とご自身の思う性別が異なる性的少数者の中には、名前から推察される性別と見た目から推察される性別が異なることで、本人確認がスムーズに進まず、戸籍上の名前を呼ばれたくないと感じたり、名乗ることをためらう方もいます。

⑤ - 1 窓口で本人確認をした際に、名前から推察される性別や身分証に記載のある性別と、見た目から推察される性別が異なっていた。

アンケート記入者の対応①

氏名の確認を行い、かつ、書類と本人を何度も見る等したため、本人に対して不快な思いをさせてしまった恐れがある。

アンケート記入者の対応②

情報が間違っているのではないかと他の職員に相談したため、本人に対して不快な思いをさせてしまった恐れがある。

⑤ - 2 選挙事務において、名前から推察される性別や選挙人名簿の性別と見た目から推察される性別が異なっていた。

アンケート記入者の対応①

本人確認のため氏名読み上げを行ったところ、「名前を言わないで欲しい」と不快な思いをされていた。ご本人に、投票人の間違いがないよう本人確認をする必要があること、また、今後は本人確認の声の大きさ等に配慮するよう事務従事者に周知を行うことを説明したところ、投票していただけた。

アンケート記入者の対応②

誤って家族の分の入場券を持参したのでは（しているといけない）と思い、本人に氏名を確認した。他の選挙人と同じ対応をしたが、それでよかったのか分からない。

望まれる対応

- ・戸籍事務や選挙事務において、本人確認は非常に重要な事項ですが、性別の確認に固執せず、生年月日、住所等の方法で本人確認を行いましょう。
- ・氏名の確認をする際は、氏名を口にしないよう、書類を指し示し、「お間違いがないでしょうか」と確認したり、口にする場合でも、周囲に聞こえないような声の大きさにするなどの配慮をしましょう。
- ・窓口での呼び出し等の際は、下の名前ではなく名字や受付番号で行いましょう。

【参考】宮崎市投・開票事務取扱要領より（令和元年 7 月 第 25 回参院選）

7. 名簿対照係

名簿対照は、機械的に入場券と対照することなく、入場券が持参した本人のものであるか、住所・氏名・生年月日を確認するとともに、備考欄、参県・参比欄に記載がないか確認する（P.11～14 参照）。本人かどうか不審があるときは、住所・氏名・生年月日等を聞き、本人に相違ないかどうか確認すること。また、入場券に記載された選挙名や投票区にも注意すること。

なお、本人に確認する際は、必要に応じて「周囲に聞こえないよう小声で」対応するなど、性的少数者（L G B T 等）をはじめ、選挙人への配慮を行うこと。

（事務取扱要領の該当部分をそのまま抜粋して掲載しています。）

⑥ - 1 納税相談を受けた際に、身分証（提出書類）に記載のある性別と見た目から推察される性別が異なっていた。

アンケート記入者の対応

名前の申告がなかった（しづらそうにしていた）ので、事務を進められずにいると、遠慮がちに申告してくださった。

⑥ - 2 住所異動手続きにおいて、「混乱されるでしょうから」と本人自ら身分証を提示され、身分証に記載された性別と見た目から推察される性別が異なっていることを先に説明していただいた。

アンケート記入者の対応

先に説明をしてくださったので、通常通り受付を行ったが、説明がなかったら、本人に対して不快な思いをさせてしまったかもしれないと不安に思った。

望まれる対応

- ・ 名前から推察される性別や身分証に記載された性別と、見た目から推察される性別が異なる当事者にとって、本人確認を伴う行政手続きは、大変な負担となる場合があります。当事者の負担感を軽減するため、「男性はこういう服装をするべき」「女性はこういう言葉遣いをするべき」などといった先入観を持たない窓口対応を心がけましょう。

場面（５） 同性パートナーに関する事例

パートナーが異性同士とは限りません。同性のパートナーがいらっしゃる性的少数者の中には、パートナーが当然異性であるという職員の思い込みから、同性のパートナーとの同居について言いづらくなったり、職員に理解されないのではないかと不安に感じる方もいます。

⑦戸籍事務において届出の相談を受けていたところ、パートナーが同性であった。

アンケート記入者の対応

戸籍の届出にも係ることだったので、慎重な対応をした。

望まれる対応

- ・本市では、同性（性自認が同性も含む）カップルのパートナー関係を証明する、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。法的拘束力はありませんが、本市で当事者の皆様が安心して生活できるよう行政が当事者の方に寄り添うための制度です。制度や担当課（文化・市民活動課）を紹介しましょう。

⑧ - 1 国保加入手続きにおいて本人確認をした際に、名前から推察される性別と見た目から推察される性別が異なり、パートナーが同性だった。

アンケート記入者の対応

国保加入手続きに際しては、本人確認に誤りがなければ問題ないと判断し、通常通りの対応をした。

⑧ - 2 難病申請の手続き中に、ご本人から家庭環境のお話を聞いている際に、同性のパートナーがいることを相談された。

アンケート記入者の対応

確認事項に関しては、他の方と変わらない対応をし、特別な目で見ないよう通常の対応を心掛けた。相談については、不快な思いをさせないよう言葉を選んで対応した。本人がパートナーを「相方さん」と言われていたので、同じように「相方さん」と同調した。

望まれる対応

- ・パートナーが異性だとは限りません。同性であるかもしれないことを想定しておきましょう。また、異性カップルを前提とした関係性の表現は避けるようにしましょう。

○ご夫婦、旦那様、奥様、彼、彼女など → パートナー、ご家族、付添いの方など

⑨児童扶養手当受給者宅に実態調査で伺った際、同性パートナーと同居されていた。証明書発行の際、本人確認をする時に、戸籍上の性別と見た目から推察される性別が異なっていることを申告された。

アンケート記入者の対応

関係する職員に情報を共有した。

望まれる対応

- ・同性カップルが子育てをしていることもあります。子育てをしているのは異性カップルであるという先入観を持たずに対応しましょう。

宮崎市パートナーシップ宣誓制度の概要

- ・本制度でのパートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う、一方又は双方が性的少数者である2人の関係のことをいいます。
- ・本制度は要綱に基づくものであり、婚姻のような法的な効力はありません。
- ・宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。
- ・令和5年3月3日（金）時点での宣誓数 25組

宣誓の要件

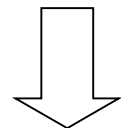
- ・宣誓者の一方又は双方が性的少数者であること
- ・成年（満18歳）に達していること
- ・宣誓者の一方又は双方が市内在住又は市内への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップ宣誓をしていないこと
- ・近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと

宣誓方法

- ・宣誓者2人が揃って宣誓書を市職員の面前で記入し、必要書類を添えて提出する。

受領証の交付

- ・宣誓者には1人1枚ずつ、カード型のパートナーシップ宣誓書受領証を交付する。
- ・カードは2種類から選択可能。



場面（６） 悩み相談に関する事例

戸籍・税・国民健康保険・福祉など様々な業務の受付や相談の際、生活状況の聞き取りなどにおいて、当事者の方や当事者のご家族から相談を受けることがあります。

⑩ - 1 障害年金申請の受付時に、生まれた時から現在までの病歴、経緯等を記入した書類を見たり、本人や親等から、戸籍上の性別とご自身の思う性別が異なることが原因で、精神疾患を患って苦悩していることを聞いた。

アンケート記入者の対応

周りに会話が聞こえないよう、端の席に案内し小声で話をするなどの対応をした。受付完了まで複数回、来庁していただく必要があったため、同一職員が対応した。

⑩ - 2 障がい福祉業務において、生活相談を受けた際、本人から性的少数者であると伝えられ、性的指向に関する相談があった。

アンケート記入者の対応

関係課と連携し、生活支援や当事者団体を紹介するなどの対応を行った。その際、上司と相談し、担当係内で情報共有しながら、対応に注意を払った。

⑩ - 3 性別変更をした実子の戸籍謄本請求に、母親が来庁された。母親も戸惑いを隠せない様子で、経緯を全て語られ、誰かに話を聴いてほしいそうだった。

アンケート記入者の対応

ひたすら傾聴の姿勢で対応した。ご自分のお子さんに対して否定的な言葉を言われる場面もあったが、「そんなことはありませんよ」と相手の立場に立って対応するのに精一杯だった。

⑩ - 4 生活困窮者の支援相談で、生活状況等の聞き取りをした際に、名前から推察される性別と見た目から推察される性別が異なっていた。

アンケート記入者の対応

相談自体は性別関係なく対応できたが、支援要請で他機関につなぐ際、名前から推察される性別と見た目から推察される性別が異なることについて配慮しながらつなぐのに苦慮した。

望まれる対応

- ・相談対応においては、相談者にとって他人に聞かれたくない相談もあるという前提で、個室で対応したり、周囲の人に内容が聞こえないよう小声で話すなど、最大限の配慮をしましょう。
- ・誰に話しているのか、話してよいのか確認するようにしましょう。ご家族にもカミングアウトしていない当事者の方もいます。たとえご家族でも、本人の了解無しには伝えないようにしましょう。

場面（７） 救急現場に関する事例

性的少数者の中には、救急現場において、名前から推察される性別や身分証に記載された性別と、見た目から推察される性別が異なることで混乱が生じ、「適切な処置が行われないのではないか」と感じたり、また、「同性パートナーを理解してもらえず、病院で付き添えないのではないか」と不安を抱えている方もいます。

⑪ - 1 救急要請のあった患者の本人確認時の性別と、見た目から推察される性別が異なっていた。

アンケート記入者の対応①

搬送先の病院を選定し医師への受け入れ要請をする際には、性別の伝達は必須事項なので、慎重に本人に確認し、医師に病状等を伝えた。

アンケート記入者の対応②

普段と変わらない救急活動をしたが、病院連絡の際、救急車の外に出て本人情報を伝えた。

⑪ - 2 救急現場で、救急車に同乗した方について確認したところ、同性のパートナーであった。

アンケート記入者の対応

初め、「パートナー」と言われ、気づかなかったため２度ほど確認をし、同性のパートナーであることを理解した。他の隊員に対応を誤らないよう注意を促した。その後、搬送先の医師に、同性パートナーの存在について伝えたが、理解いただけず、不快な思いをさせてしまった。

望まれる対応

- ・パートナーが同性の場合もあることや、名前から推察される性別や身分証に記載のある性別と、見た目から推察される性別が異なる方がいらっしゃることを想定しておきましょう。

4 職場における対応

「宮崎市男女共同参画に関する市民意識調査(R4)」では、約 8.5%が性的少数者であったとの調査結果もあることから、市職員の中にも当事者がいらっしゃるかと推察されます。しかし、当事者探しをしたり、カミングアウトを強要してはいけません。いつ、だれに、どのように伝えるかは、本人が決めることです。

誰もが働きやすい職場作りのためには、性的少数者に対してのみならず偏見や差別、ハラスメントを無くすることが重要です。

平成 26 年施行の男女雇用機会均等法施行規則の改正等により、職場のセクハラに、同性に対するものも含むことが明記され、また、平成 29 年施行のいわゆる「セクハラ指針」の改正では、対象となるセクハラは、セクハラ被害を受けた側の性的指向又は性自認に関わらないことが明記されました。

さらに、令和 2 年に告示された、いわゆる「パワハラ指針」では、性的指向又は性自認に係る侮辱的な言動や、アウティング（本人の許可無く性的少数者であることを暴露すること）がパワハラの対象となることが明記されました。

職員に対する性的指向や性自認に係る言動は、ハラスメントに該当することを認識するとともに、意図せずとも不用意な発言などにより、当事者が傷つくことから、職員の中にも当事者がいるかもしれないという意識を持ち、仕事に取り組みましょう。

「セクハラ指針」…事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）

「パワハラ指針」…事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）

5 おわりに

市職員アンケートでは、窓口対応において、アンケートに回答のあった職員のうち 11.1%が、窓口等で性的少数者（と思われる方を含む）の対応をしたことがあると答え、その内容は「名前から推察される性別や身分証の性別と、見た目から推察される性別が一致していない」「パートナーが同性である」ことによる事例がほとんどでした。

しかしながら、窓口等に来られた市民が、性的少数者の方であると認識されるのは、全体のごく一部のことと思われます。何故ならば、その人の性的指向や性自認は、目には見えないからです。例えば、同性愛者の方がお一人で窓口に来られても、その方が同性愛者だとは見た目には分かりません。同性のパートナーと窓口に来られることなどで、初めて分かるのです。

従って、常日頃から「男性・女性はこうあるべき」「パートナー関係はこうあるべき」など、固定観念を持たずに対応することが必要です。

このことは、性的少数者のみならず、男女共同参画の視点からも市民の皆さんへの配慮に繋がります。すべての人の人権が尊重される社会づくりのためにも重要なことです。

また、同じトランスジェンダーの方でも、フルネームで呼んで欲しくない方もいる一方で、自らそのことを打ち明ける方もいます。当事者も様々であり、最適な対応は一人一人異なります。市民の皆さんとの対話の中で最適な対応を常に心掛けることが大切です。

専門相談機関等

内 容	窓口名	連絡先	相談日・時間
性的少数者の 専用電話窓口	宮崎市男女共同参画セ ンター「パレット」	0985-22-0022	毎月第3日曜日 9:00～12:00
性的少数者の 専用メール相談		パレットHP のメールフォ ームから入力	受付は年中無休 24時間 (回答は開館日のみ)
職場や家庭・子 育てなど様々な 相談		0985-25-2057	休館日（火曜、祝日、 年末年始）以外 9:00～17:00
パートナーシッ プ宣誓制度の問 合せ	宮崎市役所 文化・市民活動課	0985-21-1835 内線(70)3482	開庁日 8:30～17:15
【民間】 性的少数者の 専用電話窓口	よりそいホットライン	0120-279-338	年中無休 24時間受付
【民間】 性的少数者の当 事者による専用 電話窓口 「にじいろ・ひ なた・コール」	LGBT交流会「レイン ボービュー宮崎」	070-8985-4390	第1週水曜日 19:00～22:00 第3週日曜日 13:00～16:00

宮崎市の当事者団体

LGBT交流会「レインボービュー宮崎」

ユース向けLGBT交流会「にじいろのひなた」（24歳以下）

性的少数者の方が安心して集える居場所として、定期的に交流会を開催しています。

レインボービュー宮崎

検索